

《公害防止管理者等の設置を必要とする工場》

特定工場			特定工場が設置すべき公害防止管理者等		
区分	特定工場	排出ガス量・ 排出水量	公害防止管理者の 種類	公害防止 統括者	公害防止 主任管理者
大 気 関 係	有害物質を発生する施設を設置している工場	4万 Nm ³ /時以上	大気関係第1種 公害防止管理者	常時使用する 従業員が21 人以上の工場 に設置 (資格要件:特 になし)	排出ガス量 4万 Nm ³ / 時以上でかつ 排出水量 1万 m ³ /時 以上の工場 に設置
		4万 Nm ³ /時未満	大気関係第2種 公害防止管理者		
	上記以外の工場 で排出ガス量 1万 Nm ³ /時 以上の工場	4万 Nm ³ /時以上	大気関係第3種 公害防止管理者		
		4万 Nm ³ /時未満	大気関係第4種 公害防止管理者		
水 質 関 係	有害物質を発生する施設を設置している工場	1万 m ³ /日以上	水質関係第1種 公害防止管理者		
		1万 m ³ /日未満	水質関係第2種 公害防止管理者		
	上記以外の工場 で排出水量 1千 m ³ /時以 上の工場	1万 m ³ /日以上	水質関係第3種 公害防止管理者		
		1万 m ³ /日未満	水質関係第4種 公害防止管理者		
騒音 関 係	騒音規制法に基づく指定地域において 機械プレス (呼び加圧能力が980キロニュートン以上のもの)又は 鍛造機 (落下部分の重量が1トン以上のハンマー)を設置している工場		騒音関係公害防止 管理者		
一般 粉 じ ん 関 係	大気汚染防止法の対象となる一般粉じん発生施設を設置している工場		一般粉じん関係公 害防止管理者		
特定 粉 じ ん 関 係	大気汚染防止法の対象となる特定粉じん(石綿)発生施設を設置している工場		特定粉じん関係公 害防止管理者		
振 動 関 係	振動規制法に基づく指定地域において 液圧プレス (矯正プレスを除くものとし、呼び加圧能力が2941キロニュートン以上のもの)、 機械プレス (呼び加圧能力が980キロニュートン以上のもの)又は 鍛造機 (落下部分の重量が1トン以上のハンマー)を設置している工場		振動関係公害防止 管理者		
ダイ オキ シ ン 類	ダイオキシン類特別措置法施行令別表第1号から第4号まで及び別表第2第1号から第12号までに掲げる施設を設置する工場		ダイオキシン類関 係公害防止管理者		

公害防止管理者等の資格は、国家試験もしくは資格認定講習により取得することができます。